

発刊の辞

この度「エトランデュテ」の発刊に漕ぎ着けたことは至上の喜びである。発刊を思いついてほぼ1年が経ったが、最後の最後まで雑誌を手にとることができるか全く自信がなかったので、本当に喜びの絶えない気持ちでいっぱいである。

本雑誌の発刊主体である「在日本法律家協会」は、韓半島オリジンの法律家たちの構成が多様化・複合化したことを受けて、2015年10月4日に創設された。これまで「在日」（オールド・カマー）の弁護士が200名近く輩出されたが、最近ではニューカマー弁護士が生まれ増えつつある。学界においても、「在日」法学者だけでなく、日本で学位を取得し、日本の大学等で活動しているニューカマー法学者が多数存在する。そして、依然として韓国から訪問法学者・法曹人が頻繁に来日している。このような在日法曹・法学界の変化にもかかわらず、従来学界と法曹の垣根を超えて恒常的に対話し交流する空間が存在しなかった。「在日本法律家協会」は、何よりもこのような空白、間隙を埋めるために結成された。

しかし、「在日本法律家協会」は何も韓半島オリジンの法律家たちの閉鎖的なエスニック・グループでありたいがために立ち上げられたのではない。周知のように、一昔までは日本で外国人イコール韓国・朝鮮人であったように、在日コリアンは日本の異邦人のプロトモデルであり、その意味で日本におけるエトランデュテ（異邦性）の門戸をこじ開けられる存在であろう。言い替えば、僭越ながら我々こそ、日本において、ジュリア・クリステヴァのいう、「外人をいかにして組織の中に取り込み、ない者としてしまうか、ではなく、人みな外人としていかに共存していくか」を唱え得る存在なのであり、他方で、国家と民族をも飛び越えられる脱国家・脱民族の表象として、日本と韓国を超え、東アジア、さらに世界を抱きかかえる主体となり得る群れなのだ。

そのためには、我々は、常に開かれた、進歩する存在として、日本内外で似

たような考えを持っている（オリジンを問わず）法曹・法学界の方々と共存・協力を図り、さらにはその輪を世界中へ広げる遠大な気概と目標を掲げる。今かろうじて創刊号を出したばかりではあるが、これこそ我々の存在の理由であり、時代的な召命であるとあえて申し上げたい。本雑誌を通じて、世界中の個人—公民たちが、自らのエトランジュテを発見することを通じて、排他的なナショナリズムと妥協を許さない、共存する「みな外人」になれるよう微力を尽くしていきたい。

2016年11月

「在日本法律家協会」会長

柳 赫 秀